「週休２日工事」試行実施要領【農業農村整備事業編】

令和８年３月９日　改正
（令和７年９月 29 日）
（令和６年９月２４日）

（趣旨）

第１　この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休２日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休２日工事」の実施手続き、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道事業編】、【森林整備保全事業編】」は別途定める。

（定義）

第２　この要領における用語の定義は下記のとおりとする。

（１）「週単位の週休２日」とは、対象期間※1 のすべての週において、１週間に２日以上の現場閉所※2 を行ったと認められる状態をいう。

（２）「月単位の週休２日」とは、対象期間において、すべての月で４週８休以上※3 の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（３）「通期の週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（４）「週単位の週休２日」、「月単位の週休２日」、「通期の週休２日」を総称して「週休２日」という。

※１：対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※２：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

※３：４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、月単位の週休２日について、暦上の土日閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に４週８休以上の閉所を行ったとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日数についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３　この要領における対象工事は下記のとおりとする。

（１）「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成５年２月 22 日付け５構改Ｄ第

49 号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号農村振興局長通知）を適用する工事（災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。）とする。また、（1）に基づく全ての工事を対象するが、緊急工事、年間維持工事など、週休 2 日を確保することが困難な工事は週休 2 日工事の対象外とすることができる。

（2）試行対象工事は、発注者指定方式により発注することを原則とする。

（3）週休 2 日工事は、共通特記仕様書又は特記仕様書において、週休 2 日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

＜共通特記仕様書又は特記仕様書記載例＞

第〇条　休日の確保について（週休 2 日工事）【農業農村整備事業編】 本工事は、週休 2 日工事の試行対象工事である。 試行にあたっては、「『週休 2 日工事』試行実施要領【農業農村整備事業編】」に基づき行う。 受注者は、工事着手前に週単位又は月単位の週休 2 日の取組について発注者と協議すること。 実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる。

（実施手続）

第 4　この要領における実施手続は下記のとおりとする。

（1）受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について監督員と協議する。

（2）受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録等により行うものとする。

（3）監督員は、受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

（4）監督員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。なお、報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。

（5）受注者は、週休 2 日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。

（工事費の積算）

第 5　発注者は、当初積算において週単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成できない場合は、下記の表により月単位の補正係数による補正で減額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。

＜補正係数＞

	週単位の週休２日 〔現場閉所１週間に２日以上〕	月単位の週休２日 〔現場閉率 28.5%(8 日／28 日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

・市場単価方式・土木工事標準単価による週休２日補正については、別表１及び別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

＜補正方法＞

○労務費＝労務費×週休２日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休２日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休２日補正係数

●市場単価方式と土木工事標準単価方式

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表１に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表２に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

（工事成績評定）

第６　週単位の週休２日が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。ただし、契約後、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の「その他理由」の項目において、点数３点を減ずる措置を行うものとする。なお、週休２日工事に関する点数を減ずる措置は行わない。

（留意事項）

第７　週休２日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（１）受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

１）地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。

２）災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

３）異常気象時における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

４）降雨、降雪等による予定外現場閉所日

５）現場見学会等、現場を公開する場合

６）１）から５）までに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

（２）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

附　則

1　この要領は、令和６年 10 月１日から施行し、令和６年 10 月１日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。

2　『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年 10 月１日施行)』は廃止する。なお、この要領の施工前に、『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年 10 月１日施行)』に適用した工事については、なお、従前の例による。

3　この要領は、令和７年 10 月１日から施行し、令和７年 10 月１日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。

4　この要領の施行前に、『「週休２日工事」試行実施要領【農業農村整備事業編】（令和６年 10 月１日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

5　この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

市場単価方式の補正係数

名　　称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

別表２

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01